

○増井好典委員長 皆様、御苦労さまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、上下水道部所管の1件であります。

それでは、審査に入ります。

議第117号「令和7年度焼津市水道事業会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 今回、強い経済実現というんですか、物価高騰対策として、水道料金の基本料金を2か月分免除するという事なんですけれども、いろんなパターンがある中で、水道事業会計の基本料金について免除しようとした理由というのは、市民の方とか、鈴木委員も一般質問でおっしゃってましたし、水道審議会でも一般会計の繰入れのお話もありました。

当局としてはどういうふうにお考えですか。

○渋谷明秀水道総務課長 ただいまの基本料金の今回の免除についてでありますけれども、基本料金は、水道利用者の方、全員に御負担をいただいている部分になっておりますので、幅広く皆さんに今回の経済対策の、言い方が変ですけれども、それが行き渡る方法として、今回は基本料金の免除を水道事業として選択させていただきました。

○深田ゆり子委員 そうしましたら、1か月とか2か月とか3か月とか半年とか、いろいろあるんですけれども、今回、2か月分とした理由は何でしょうか。

○渋谷明秀水道総務課長 今回、免除期間を2月、3月の2か月としたわけですけれども、2月分の請求が行く方が、その前の月の、実質12月と1月の2か月分になります。3月の方につきましても、実質その前の月の、1月、2月の基本料金分となりまして、それぞれ2か月分が行き渡るようにということで、2月、3月分ということで実施をさせていただくものであります。

○深田ゆり子委員 今年度中に対応できるようにということで、12月、1月分と、1月、2月分ということで、2月と3月分が2か月でいけるように、今年度中に対応できるようにということですね。

○渋谷明秀水道総務課長 はい、そうです。

○深田ゆり子委員 分かりました。

実際に、この1億1,700万円は国の物価高騰対策ということなんですけど、水道会計に入ると、一般会計からの繰入金と書いてあるものですから、物価高騰対策ということが特に会計では載ってなくて、補正予算にしか、ちょっと分かりにくいなというふうにも思ったんですけれども、差額の950万円、2か月分相当で1億2,650万円が免除のために減収になるということなんですけど、一般会計補助金として1億1,700万円が追加されるので。

ただ、その差額が950万円出るということの、先ほども説明がありましたけれども、これは出ないようにすることはできなかったのか、それとも、950万円をまた追加しな

きやいけないという、それはどこから持ってこようとしているのか、それはどうなんだろうかと。

○**渋谷明秀水道総務課長** ただいま御質問のありました950万円の差額についてなんですけれども、まず今回、給水収益の減少が1億2,650万円ありますけれども、そちらの内訳といたしまして、水道料金そのものが1億1,500万円、消費税相当額が1,150万円あります。それで1億2,650万円になっております。

一般会計からの繰入金なんですけれども、1億1,700万円となっております、その内訳といたしましては、水道料金が1億1,500万円、残りの200万円につきましては、支出にあります総係費の200万円に充てる分ということになっております。

ですので、950万円差額が出ておりますけれども、こちらは消費税相当分ということになりますので、特に収益には影響がないものとなっております。

○**深田ゆり子委員** 了解しました。

あと、消費税の関係も今お話がありましたけれども、今回、基本料金分ということで、税抜きですと25.5%、税込みだと23.2%分、1か月の料金が減額、免除されるという計算でよろしいでしょうか。

1か月分の水道料金の税込みと税抜きで、以前の資料で計算してみたら、基本料金と従量料金を足した金額を水道料金として払うんですけど、水道料金から基本料金を割ると、23.2%と25.5%かなということで、口径13ミリの場合で計算してみたんです。

それとも、この計算式ではなくて、全体の給水戸数で割ったほうが、1戸当たりの免除率というか、それが出るんですか。この大きい金額だけだと、1戸当たりの免除率というのが分かりにくいんですが。

○**渋谷明秀水道総務課長** 1戸当たりですと、それぞれ一軒一軒で使っている水量とかはばらつきがあるものですから、お答えするのが大変なんですけれども、水道料金全体のお話でさせていただきますと、水道料金の基本料金の占める割合というのがおおむね35%ぐらいになっておりますので、そうしますと、基本料金を今回減免しているということになりますので、おおむね平均して35%ぐらいが、割合的には免除されるということですのでよろしいのかなというふうに考えております。

○**四之宮慎一委員** この基本料金免除は、市民への周知はどのように考えているか、教えてください。

○**渋谷明秀水道総務課長** こちらの周知につきましては、これから市の物価高騰対策に合わせまして、市民の皆様にご広報紙であったり、ホームページでもお知らせしていく予定でおります。

水道事業といたしましても、水道事業のホームページでお知らせするとともに、またこれから、例えば検針票でお知らせできないかと、そこら辺もちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○**四之宮慎一委員** 市民にとっていいことをやっていただくので、ぜひしっかり周知はしていただくようお願いしたいです。

1個だけ教えてほしいんですけど、この免除のときって、要は請求がなくなるじゃないですか。それってシステム的にはそんなに大変なことではないんですか。そこを教えてください。

- 渋谷明秀水道総務課長** 水道料金のシステムなんですけれども、システムそのものが、もともと減免ということを考えておりませんので、今回その関係で、費用、支出で、システム対応ということで200万円の予算を頂いておりますので、そちらで今回は対応させていただきたいと思います。
- 吉田昇一副委員長** 公共施設の所有者等以外の水道利用者ということなんですけれども、一般の事業所等も免除になるのかということと、あとは、公共施設で、細かい話なんですけど、防災センター等、市の所有物なのに払っているのは地元の自主防災会とか、あと、公会堂みたいな市が持っているようなところで、地元の町内会が払っているようなところもあるんですが、その辺は免除対象になっているのかどうか、そこだけお願いします。
- 渋谷明秀水道総務課長** 今回、公共施設につきましては免除の対象外ということになっておりますけれども、内容といたしましては、市が所有している施設、なおかつ、お支払いしている方が、例えば公会堂なんかで地元の方が確実にお支払いをしているようなところについては、今、減免、免除をするような形で対応を考えておりますので、一応そういうことでやっていきたいというふうに考えております。
- 吉田昇一副委員長** 事業所はどうですか。
- 渋谷明秀水道総務課長** 今回は、生活者と事業所という形でのくくりになっておりますので、事業所は免除の対象となっております。
- 吉田昇一副委員長** 分かりました。
- 鈴木浩己委員** 有収水量の関係で、大体生活用に使われている有収水量って全体の4分の3くらいで、あと、事業用として使われているのが全体の4分の1くらいだという、そんな認識でいるんですけれども、今回の基本料金の免除で、1億2,650万円の中で、市民用として何世帯分に相当しているのか。あと、今、吉田副委員長からお話があった事業所用として、事業所の数がどれくらいあるのか。それに伴って、基本料金の免除額は、市民と事業者でどれくらいかというのを教えてくださいたいと思います。
- 渋谷明秀水道総務課長** まず、一般世帯、家事用になりますけれども、今回の予定では5万7,900件を予定しております、金額にしますと1億1,100万円となっております。事業用につきましては、3,880件余りを予定しております、金額につきましては、400万円程度を予定しております。
- 鈴木浩己委員** 了解です。
- 増井好典委員長** ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 増井好典委員長** 質疑を打ち切ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 増井好典委員長** 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
議第117号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。本案は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、上下水道部所管の議案審査は終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（9：50）